

における移動中の介護を、長時間行うサービス
同行援護…重度の視覚障害のある人に対し、
外出時において同行し、移動に必要な情報を
提供するほか、移動に必要な支援等を行う
サービス

行動援護…行動上著しい困難を有する知的障
害のある人又は精神障害のある人に対し、行
動する際に生じ得る危険等を回避するために
必要な支援等を行うサービス

重度障害者等包括支援…著しく重度の障害の
ある人の様々なニーズに応じて、円滑にサー
ビス利用が可能となるよう、利用者のその
時々的心身の状態等に応じて必要となる複数
の障害福祉サービスを組み合わせて、包括的
に提供するサービス

これらの居宅介護に加え、自宅で介護する
人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め
て施設において入浴等の介護を行うサービス
である短期入所も行っている。

(2) 住居の確保

ア 福祉施策における住居の確保支援

障害のある人が地域で安心して暮らすこと
ができるよう、単身での生活が困難な障害の
ある人が共同して自立した生活を営む場とし
て、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活
援助（グループホーム）を位置づけていると
ころである。ケアホームについては、介護が
必要な人を対象に食事や入浴等の介護、金
銭管理や相談等の支援を行うこととし、グル
ープホームについては、介護が必要ではない人
を対象に金銭管理や相談等の支援を行うこと
としている。ケアホームとグループホームの
利用者については、それまで知的障害のある
人や精神障害のある人としてきたところであ
るが、平成21年10月からは身体障害のある人
（65歳未満の人又は65歳になる前に障害福祉
サービス等を利用したことがある人）も利用
することができることとしたところである。

地域生活支援事業における相談支援事業に
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）を
位置づけ、公的賃貸住宅及び民間賃貸住宅へ
の入居を希望する障害のある人に対して、不
動産業者に対する物件のあっせん依頼及び家
主等との入居契約手続等といった入居支援
や、居住後のサポート体制の調整をしてい
る。また、障害のある人が地域の中で生活す
ることができるように、低額な料金で居室な
どを利用する福祉ホーム事業を実施してい
るほか、福祉ホーム等に居住する身体に障害
のある人を対象に、身の介助や生活相談など
のサービスを提供する身体障害者自立支援事
業を実施している。

なお、今後、障害者の高齢化・重度化が進
展し、介護が必要な障害者のグループホーム
の新規入居や、グループホーム入居後に介護
が必要となるケースが増加することが見込ま
れることから、平成26年度の「障害者総合支
援法」の施行により、ケアホームをグループ
ホームに一元化し、外部サービスの利用規制
の見直し等によってより柔軟なサービス提供
を可能とすることとしている。

イ 住宅施策における住宅の確保支援

障害のある人等の住宅の確保に特に配慮を
要する者の居住の安定を確保することは、
「住生活基本法」の基本理念の一つであり、
その理念に則り賃貸住宅の供給促進に関する
基本事項等を定めた「住宅確保要配慮者に対
する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に
基づき、以下の通り公営住宅やそれを補完す
る公的賃貸住宅の的確な供給及び民間賃貸住
宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体
的に推進している。

① 障害のある人に配慮した公的賃貸住宅の 供給

公的賃貸住宅は、障害のある人の心身の状

■ 図表2-28 障害福祉計画について

障害福祉計画について(第1～第3期)

- 国は、「基本指針」において、障害福祉計画作成に当たって基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組みなど、下記の事項について定める。
 - ・障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本事項
 - ・障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - ・市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
 - ・その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項
- 市町村及び都道府県は、国の「基本指針」を踏まえ、平成26年度末までの数値目標を設定し、第3期障害福祉計画(平成24年度～平成26年度)を策定。

